

令和5年度

らく～る（ミスト設備） 助成のご案内

移動式の微細ミスト設備をレンタルし、区内に設置する際の経費の一部を助成します。

- ◎受付期間 令和5年4月3日（月）～令和6年3月29日（金）
- ◎先着順受付で、予算に達した時点で終了します。

本制度についての紹介



★「らく～る」とは？★

ミスト設備により暑さが緩和され、楽（らく）で涼しい（クール→く～る）ことを一つの言葉で表現しました。

★「ミスト設備」のメリットは？★

- 水を微細な霧状にして噴射し、涼しくできます。
- 乾燥している場所を加湿できます。※
- ※設置場所の条件、機器により加湿できない場合があります。

★助成の要件は？★

- 以下の要件を全て満たす設備が対象です（対象経費の2分の1を助成）。
- 移動式の微細ミスト（粒子径が約10～40マイクロメートル）設備であること。
 - 設置場所は、人が自由に入出りできる区内の施設または空間であること。
 - 人が通行や休憩などをする際の暑さを緩和することを主な目的とするもの。
 - 令和5年4月1日以降に新たに設置されたものであること。
 - レンタル期間のうち1/3以上の稼働があること。
- ※詳細につきましては、Q&Aをご覧ください。

対象機器・助成金額

機器の種類	助成対象経費	助成金額
移動式 微細ミスト設備	<ul style="list-style-type: none">・ レンタル料・ 基本料・ 設置経費（レンタル事業者が借主の指定した場所に設置する際に要した経費の1回分）・ 運搬費（往復分） <p>※水道料金や上記以外の運搬費、故障時メンテナンスの費用は対象外</p>	対象経費の1/2 (1台あたり上限 6万円)

助成対象者

助成対象者は、区内において助成対象設備を整備する事業を実施するレンタル契約における借主であって、次の要件を満たす方です。

- 1 法人事業税その他の税を滞納していないこと。
- 2 法令および公序良俗に反していないこと。
- 3 助成対象事業の事業所などの所有者または賃借人（設置について所有者の承諾を得ている者に限る）であること。

注意事項

- ◆ 令和5年4月1日以降の設置完了者から申請できます。
- ◆ 申請に必要な書類が揃った方から先着順に受け付け、審査し、助成を行います。
- ◆ 機器の稼動に関係のない付属品などの経費は対象になりません。
- ◆ 算出した助成金額の千円未満の端は切り捨てとします。
- ◆ 本制度以外の助成金などを充当する場合、助成額は対象経費から当該助成金の額を控除した額の2分の1となります。
- ◆ 請求書には朱肉を使う印鑑（認印可）を押印してください。

申請書添付書類

番号	添付書類（コピー可）	発行機関
1	建物の全部事項証明書（発行後3カ月以内）	法務局
2	履歴事項全部証明書（発行後3カ月以内）	法務局
3	機器設置に係る領収書	機器販売業者など
4	機器設置に係る経費の内訳が記載された見積書など （「3」の金額の内訳が分かるもの）	機器販売業者など
5	設置機器・台数が確認できる機器設置完了後の写真（撮影日要記載）	—
6	令和4年度法人事業税納税証明書（※1）	都税事務所
7	承諾書（設置した建物が自己のみの所有でない場合）	—
8	ミスト設備の性能が分かるカタログなど	機器販売業者など
9	稼働日数がわかる資料など	—
10	他の助成制度などを受けている場合は、当該制度の決定通知など	助成決定機関

※1 個人事業主の方は所得税の納税証明書をご提出ください。

その他必要に応じて上記書類以外についてもご提出いただく場合があります。

Q&A

Q. 「人が自由に入出入りできる区内の施設または空間」とはどのような場所ですか？

A. 公園や公開空地など、金銭の支払いなどの条件を課されることなく、その空間（施設）を利用することができる場所です。

Q. マンションの住民のみが参加するイベントで使用する場合、助成対象となりますか？

A. 特定の人を対象としたイベントであるため、助成対象となりません。

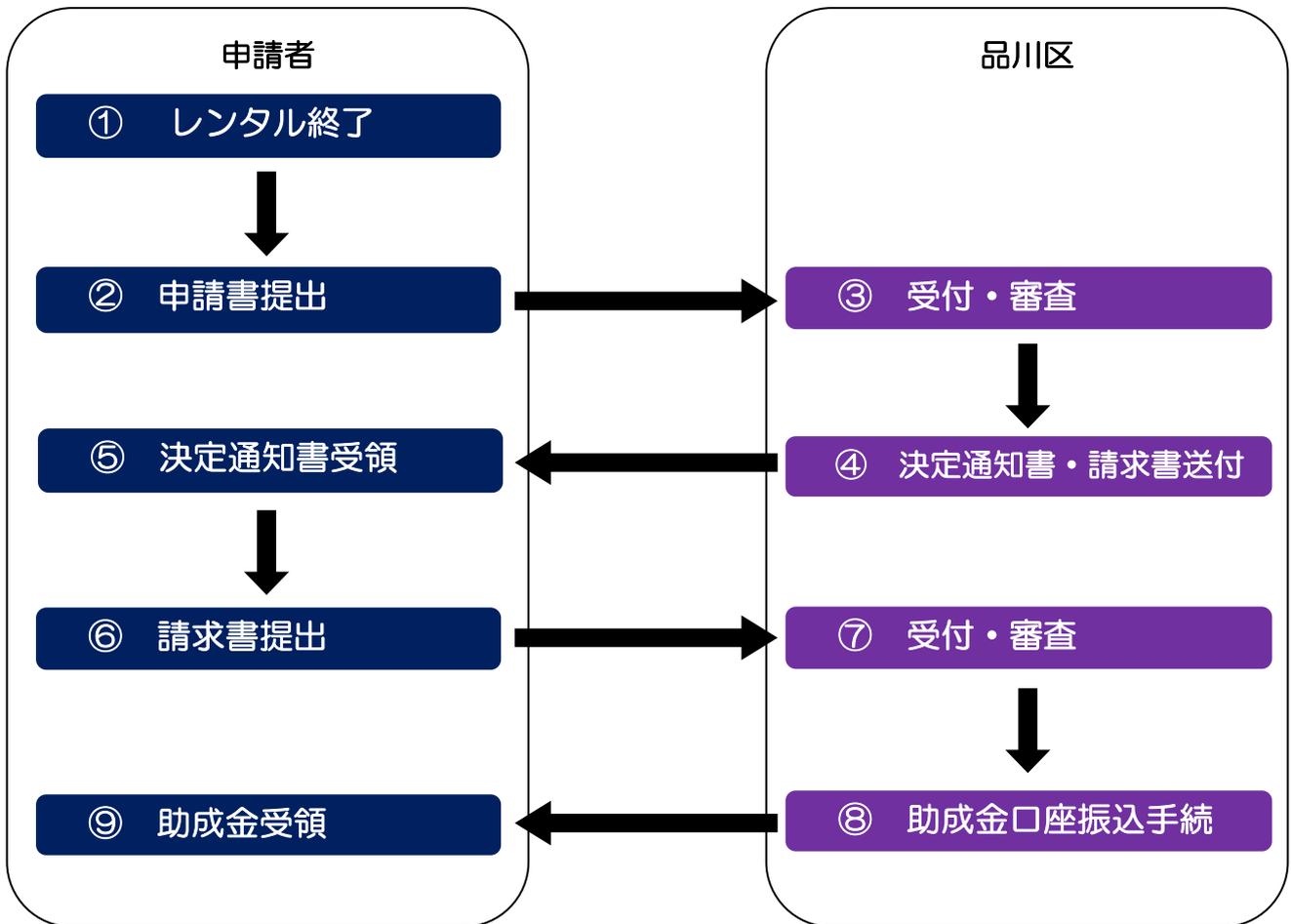
Q. ミスト設備から排出される水の水質確保方法は？

A. ミスト設備は塩素を除去していない水道水を用いることとし、次に掲げる方法のいずれかにより水質を確保する必要があります。

- ・ミスト設備と水道とを直結し、1日を超えて水が滞留しないようにすること（前回の散布から1日以上期間を経過して散布する場合には、設備内に滞留した水を除去した上で散布すること。）
- ・水道と直結せず、タンクに貯留した水道水を散布する場合には、1日に1回以上、当該タンク内の水道水を交換するとともにタンク内の点検を行い、必要に応じてタンク内の清掃を行うこと。

※その他、ご不明な点は事前に下記問い合わせ先までご連絡下さい。

助成金受領までの流れ



申請書提出にあたっての注意

申請書類一式を、レンタル終了後に環境課窓口に提出してください（必要書類がすべて揃っていないと受付はできません）。郵送の場合、不備があればご連絡しますが、書類がすべて揃うまで審査ができません。なお、不備書類の返送は行いません

書類の揃っている方から審査して、助成を決定します。

受付最終日の午後5時までに、必要書類をすべて提出し、環境課担当者が書類に不備がないことを確認している必要があります。

問い合わせ先

品川区 都市環境部 環境課 環境管理係 TEL 5742-6949
〒140-8715 品川区広町2-1-36 FAX 5742-6853